

日医発第 1632 号（地域）  
令和 5 年 1 2 月 1 5 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

神 村 裕 子

（公印省略）

病院・有床診療所等におけるスプリンクラー設置義務の経過措置期間及び  
令和 5 年度補正予算「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業」について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局地域医療計画課より各都道府県衛生主管部（局）宛に令和 5 年 1 2 月 1 4 日付け事務連絡「有床診療所等のスプリンクラー等の設置について」が発出されるとともに、同課より本会に対し、標記事務連絡による周知方依頼がありました。

ご承知の通り、平成 2 8 年 4 月に施行された消防法施行令等により、新たにスプリンクラーの設置義務が生じた、病院・有床診療所等に対する経過措置期間は、令和 7 年 6 月末までと迫っております。

「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業」については、令和 5 年度補正予算において、今後整備予定の医療機関に必要な予算を確保しており、厚生労働省からは令和 6 年 2 月頃に募集を行う予定としておりますので、活用を希望される場合は事業計画の準備をいただき、お早めに都道府県の医療担当へのご相談をご検討下さい。申請書提出期限は未定ですが、例年、都道府県における期限が都道府県によって異なることにもご留意頂きたく存じます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の関係医療機関等への経過措置期間の注意喚起及び、令和 5 年度補正予算「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業」の周知につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以上

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

### 有床診療所等のスプリンクラーの設置について

平素より厚生労働行政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

消防法令の改正により新たにスプリンクラー設備の設置義務が生じた有床診療所等に対しては、「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業」により国庫補助を行ってきたところです。

各都道府県に対しても管下の有床診療所等のスプリンクラー設備の設置について、経過措置期限までに計画的な設置を促す等御願いをしているところですが、貴会におかれましても、所属会員等に対して、以下のことについて周知していただきますよう御協力願います。

なお、全国有床診療所連絡協議会に対しても、同旨の事務連絡を発出していることを申し添えます。

- 平成28年4月に施行された消防法施行令等により、新たにスプリンクラーの設置義務が生じた医療施設に対する経過措置期間は、令和7年6月30日までとなっているため、ご留意ください。
- 「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業」については、令和5年度補正予算において、今後整備予定の医療機関に必要な予算を確保しております。厚生労働省からは令和6年2月頃に募集を行う予定としていますので、活用を希望される場合は事業計画の準備をしていただき、お早めに都道府県の医療担当へご相談ください。  
※申請書類の提出期限等は、都道府県によって異なります。
- 「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業」を実施する場合に利用できる優遇融資は、別紙2をご確認ください。
- スプリンクラーを設置する場合の自己負担額や優遇融資を活用する場合の返済のシミュレーションは、別紙3を参考にしてください。

#### 【添付資料】

- <別紙1>有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱・基準単価等
- <別紙2>防災・減災のために行う整備に対する優遇融資のお知らせ
- <別紙3>自己負担額のシミュレーション
- <別紙4>スプリンクラーに関するリーフレット（消防庁）
- <別紙5>有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業（令和5年度補正予算）

事務連絡  
令和5年12月14日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

### 有床診療所等のスプリンクラーの設置について

平素より厚生労働行政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記については、平成25年に福岡市の有床診療所で発生した火災を受け、病院・有床診療所等におけるスプリンクラー設備の設置を行わなければならない施設の範囲を拡大する消防法令の改正（平成26年10月改正、平成28年4月施行）が行われたところであり、設置義務の猶予期間が令和7年6月までと迫っております。

先日実施した「有床診療所等のスプリンクラー整備状況調査」（令和5年9月1日付け厚生労働省医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室事務連絡）（以下「整備状況調査」という。）において、「設置時期未定」などの回答もありましたので、各都道府県におかれましては、管下の設置状況等を適切に把握し、設置義務対象施設に対して、期限までに確実に設置がなされるよう、ご指導方宜しくお願いいたします。

また、新たにスプリンクラー設備の設置義務が生じた有床診療所等に対し、「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業」として国庫補助を行ってきましたが、令和5年度補正予算において、整備状況調査において今後整備予定とする医療機関に必要な予算を確保しております。令和6年2月頃に募集を行う予定としておりますので、対象となり得る医療機関に対し事業計画の準備を促すなど、積極的な活用がなされるよう準備をお願いいたします。

また、「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業」を実施する場合に利用できる優遇融資についても用意しておりますので、こちらについても積極的に活用いただきますようお願いいたします。

# 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱より

(最終改正:平成31年3月28日)

## 1 目的

スプリンクラー等防火対策整備については、火災が発生した際、被害の甚大化を防ぐために必要不可欠なものであるが、設置義務がかかっていない施設においては、設置率が極めて低い。本事業は、スプリンクラー等が設置されていない有床診療所等に対し、スプリンクラー等を整備するための財政援助を行い、速やかに安全を確保することを目的とする。

## 2 事業の実施主体

(ア)都道府県(イ)市町村等(ウ)医療法人(エ)社会福祉法人(オ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

## 3 補助対象施設

診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している棟

## 4 事業内容

(1)スプリンクラー施設整備(パッケージ型自動消火設備及び消防法施行令(昭和36年政令第37号)

第32条の規定によりスプリンクラー設備の代替設備として認められた設備を含む)

(2)自動火災報知設備整備

## 5 交付対象

平成26年10月に公布された消防法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第333号)等により新たに4に掲げる整備を実施する義務の生じた施設、若しくは設置する義務は生じていないが、防災対策のために自主的に整備を実施する施設が、4に掲げる事業を行うものに対して交付するものとする。

# スプリンクラー整備事業の基準単価等について

種別	補助率	基準単価	加算
通常型スプリンクラー	1/2	21,400円/m <sup>2</sup>	消火ポンプユニット等を設置した場合、 2,174,000円/施設
水道連結型スプリンクラー	1/2	20,700円/m <sup>2</sup>	消火ポンプユニット等を設置した場合、 2,174,000円/施設
パッケージ型自動消火設備	1/2	25,000円/m <sup>2</sup>	—
消防法施行令第32条適用設備(※)	1/2	24,300円/m <sup>2</sup>	—

(※)消防法施行令(抄)

(基準の特例)

第32条 この節の規定は、消防用設備等について、消防長又は消防署長が、防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、この節の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると思われるときにおいては、適用しない。

# 社会福祉施設・医療施設の 防災・減災のために行う整備に対する優遇融資のお知らせ

福祉医療貸付部

近年、大規模な震災をはじめ、津波、豪雨、豪雪、火山噴火など様々な自然災害が発生しています。福祉・医療を提供する施設は、地域の福祉医療基盤であると同時に、被災等が生じた際には防災拠点としての役割を担うことから、防災や減災に備えた整備が求められています。

この度、防災・減災のための施設整備に対する優遇融資を改編しました。ぜひご活用ください。

## 《対象となる施設》

- I・・・高台移転整備事業、地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備事業
- II・・・耐震化整備事業、スプリンクラー整備事業

※下記条件はいずれも補助事業に限ります。補助がない場合は別途ご相談ください。

融資条件	優遇適用後の条件	通常条件
利率	I：全期間無利子 II：0.9%（据置期間中無利子）※1	0.9%～1.4%
償還期間	30年以内 ※2	20～30年以内
据置期間	3年以内 ※3	2～3年以内
融資率	95%	70～80%

※1 令和5年8月1日時点：償還期間20年全期間固定の場合。

利率は、融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。

※2 通常の貸付において最も長い償還期間（病院等の条件）です。施設種類により償還期間は異なります。詳細につきましてはお問い合わせください。

※3 据置期間は償還期間によって変動します。償還期間が20年超30年以内の場合は据置期間は3年以内です。

- 上記条件のほか、ご融資には、担保が必要です。
- 保証人は経営者保証に依存しない「保証人不要制度」を活用することができます。また、借入申込者の希望により連帯保証人をたてることも可能です。
- 所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。
- その他詳しい条件やご融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

ご  
連  
絡  
先

### 施設開設地が東日本（石川県、岐阜県、三重県より東の地域）の方

- ◎東京本部福祉医療貸付部福祉審査課融資相談係  
TEL (03) 3438-9298
- ◎東京本部福祉医療貸付部医療審査課融資相談係  
TEL (03) 3438-9937

### 施設開設地が西日本（福井県、滋賀県、奈良県より西の地域）の方

- ◎大阪支店福祉審査課融資相談係  
TEL (06) 6252-0216
- ◎大阪支店医療審査課融資相談係  
TEL (06) 6252-0219

# 自己負担額のシミュレーション

事例：有床診療所において、1,300㎡を対象面積として通常型スプリンクラー（消火ポンプユニット有り）を25,000千円の事業費（工事費）で整備した場合

## <自己負担額>

自己負担額は、次の計算により、12,500千円となります。

（計算式）

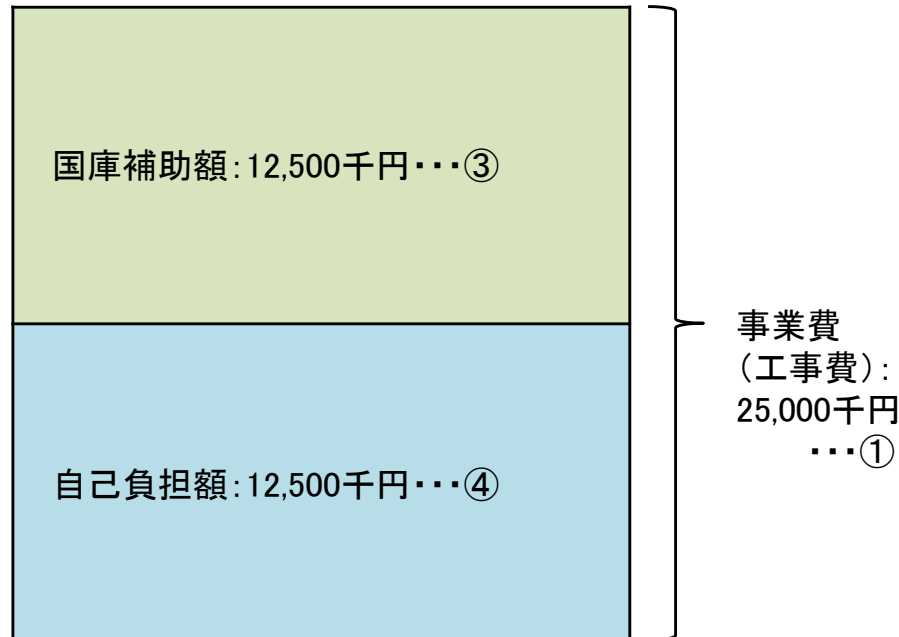
事業費（工事費）：25,000千円…①

基準額：1,300㎡ × 21,400円/㎡ + 2,174千円 = 29,994千円…②

国庫補助額：12,500千円…③（=①、②の低い方 × 1/2）

自己負担額：12,500千円…④（=① - ③）

（負担割合）



※ 自己負担額12,500千円について、優遇融資を活用する場合の返済シミュレーション結果は次のとおりです。

※ 次の例は、診療所（耐火構造）の最大償還期間（据置期間）である 20年（1年）、金利0.9%（R5.8.1現在）でシミュレーションした例であるため、実際の条件については、（独）福祉医療機構へご相談ください。

## <融資可能額>

自己負担額 × 95% = 11,875千円

（3,000千円以上20,000千円未満は500千円単位で切り捨てのため、融資可能額は11,500千円）

## <各年の返済額の例（元金均等償還の場合）>

### ・Aパターン

（償還期間20年、据置期間1年の場合）

→ 元金605千円 + 利子101千円 = 706千円

※ 1年目は利子のみの返済

### ・Bパターン

（償還期間20年、据置期間なしの場合）

→ 元金575千円 + 利子96千円 = 671千円

## スプリンクラー設備の設置についての補助金制度があります

### 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業※

※平成26年3月7日医政発0307第3号厚生労働省医政局長通知「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施について」に基づく事業

次の病院・診療所等は、スプリンクラー設備を設置する際に財政援助を受けられる場合があります。

- 平成28年4月1日以前からある病院・診療所等で新たにスプリンクラー設備の設置が義務付けられたもの
- 防災対策のために自主的にスプリンクラー設備を設置するもの

※補助金制度の詳細は、所在地を管轄する自治体の医療担当部局にご相談ください。

## ソフト面での防火対策も重要です

### 従業員等の教育、消防訓練等の防火対策について

病院・診療所等における火災被害を繰り返さないためには、建築構造や消防用設備等のハード面だけでなく、**防火管理者の選任、消防計画の作成や法令等により定められた消防訓練の実施などのソフト面**と合わせて総合的に対応することが必要です。



#### 従業員等の教育

全ての職員が必要な知識を持ち、火災時に適切な対応ができるよう、定期的に教育を実施しましょう。  
また、いざという時に自力避難が困難な患者の避難誘導に専念できるよう、あらかじめ自力避難ができる患者や付添人に対し、避難方法等の火災時の対応策を記載したパンフレットを配布する等周知し、自発的な避難を促しましょう。

#### 効果的な訓練の実施

火災が発生した際、限られた人員で初期消火、通報、避難誘導等を適切に行うためには日頃の消防訓練が重要です。  
訓練を行う際には、建物の構造や設備、患者の特性等施設の実情を考慮し、その効果を高めていく工夫が必要です。次の資料を活用するなど、より実践的な訓練を実施しましょう。

①有床診療所等における火災時の対応指針

[https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/items/ichijitaihi\\_sankou.pdf](https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/items/ichijitaihi_sankou.pdf)



②自力避難困難な者が利用する施設における一時退避場所への水平避難訓練マニュアルについて

[https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/items/300330\\_yo258.pdf](https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/items/300330_yo258.pdf)

#### 防火対策の自主チェック

安全対策を確保するためには、事業者自身による日頃の防火対策のチェックが重要です。  
次の「有床診療所における『簡易版』防火対策自主チェックリスト」を活用するなど、防火対策の自主チェックを実施しましょう。

①毎月点検

[https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/item/prevention001\\_23\\_260530\\_4.pdf](https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/item/prevention001_23_260530_4.pdf)



②日常点検

[https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/item/prevention001\\_24\\_260530\\_5.pdf](https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/item/prevention001_24_260530_5.pdf)

スプリンクラー設備の設置に係る詳細は、所在地を管轄する消防本部にご相談ください。

## 既存の病院・診療所・助産所でのスプリンクラー設備設置期限が近づいています

平成28年4月1日以前からある病院・診療所・助産所で、下記のフローチャートよりスプリンクラー設備が必要とされる場合は、

お早めに管轄消防本部へご相談ください

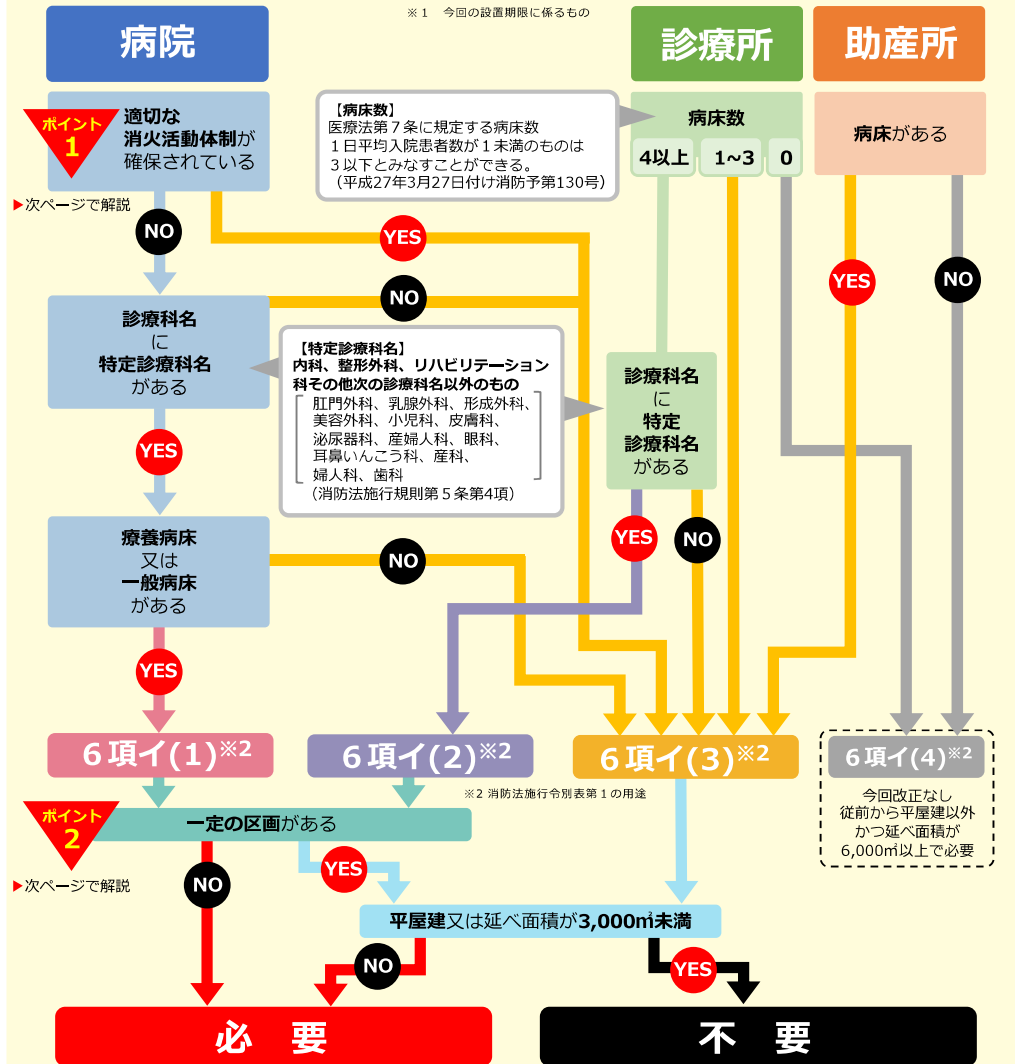


令和7年6月30日までにスプリンクラー設備を設置してください。

平成25年10月11日に発生した福岡市有床診療所火災を受け、スプリンクラー設備の設置が必要とされる病院・診療所・助産所が拡大されました。

### スプリンクラー設備要否フローチャート※1

※1 今回の設置期限に係るもの





## スプリンクラー設備の基準では、設置についての緩和措置があります

ポイント  
1

### 適切な消火活動体制の確保とは

①&②の勤務体制を有する病院は、6項イ(1)(延べ面積にかかわらずスプリンクラー設備が必要な病院)とはなりません。(消防法施行規則第5条第3項)

- ①勤務させる医師、看護師、事務職員等の数が、病床数が26床以下のときは2人、26床を超えると2人に13床までを増すごとに1人を加えた数を常時下回らない体制
- ②勤務させる医師、看護師、事務職員等(宿直勤務者を除く。)の数が、病床数が60床以下のときは2人、60床を超えると2人に60床までを増すごとに2人を加えた数を常時下回らない体制

6項イ(1)とならない病院の体制の例

病床数	50床	100床	200床	300床	400床
①を満たす最小の職員数	4人	8人	16人	24人	31人
②を満たす最小の職員数	2人	4人	8人	10人	14人

①及び②のいずれにも該当する場合、6項イ(3)となり、平屋建以外かつ延べ面積が3,000㎡以上でスプリンクラー設備の設置が必要

ポイント  
2

### 一定の区画とは

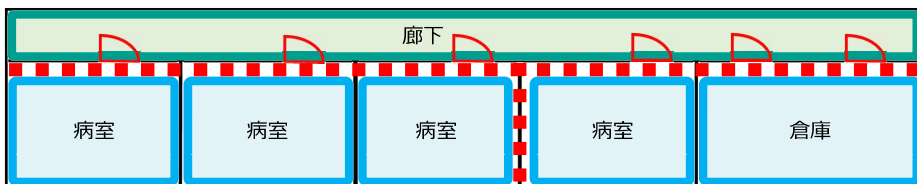
次の構造による区画を有する病院・診療所は、スプリンクラー設備は不要です。(平屋建以外で延べ面積が3,000㎡以上の場合を除く。)

#### 消防法施行規則第12条の2第1項第1号に規定する区画の例

(基準面積 1000㎡未満の場合)

▶次ページで解説

- 準耐火構造の壁及び床で区画したものであること(図 ■ ■ ■ 線)。
- 区画は、広さが100㎡以下で、かつ、居室が3室以下であること。
- 区画の扉は、防火戸で自動的に閉鎖等すること。
- 内装は、避難経路は準不燃材料(図 □ 線)、その他の部分は難燃材料(図 □ 線)であること。



平面図

## スプリンクラー設備の基準では、設置についての緩和措置があります

### 特定施設水道連結型スプリンクラー設備

スプリンクラー設備の設置が必要とされた病院・診療所であっても、基準面積が1,000㎡未満の場合には、特定施設水道連結型スプリンクラー設備※を設置することができます。  
※水道水を水源とした簡易なスプリンクラー設備

#### 基準面積

延べ面積から次の①、②のいずれにも該当する部分(延べ面積の1/2以下まで)を除いた面積

① 次のいずれかに該当する部分であること。

- (ア) 手術室、分娩室、内視鏡検査室、人工血液透析室、麻酔室、重症患者集中治療看護室その他これらに類する室
- (イ) レントゲン室等放射線源を使用し、貯蔵し、又は廃棄する室

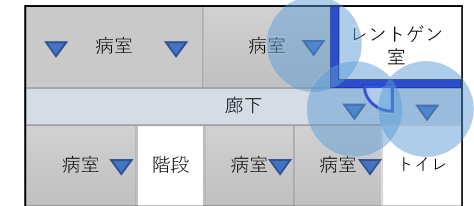
② 次のいずれかの措置が講じられた部分であること。

- (ア) 準耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、開口部に防火戸(随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。)を設けたもの
- (イ) 不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井で区画され、かつ、開口部に不燃材料で造った戸(随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものに限る。)を設けた部分であって、当該部分に隣接する部分の全てがスプリンクラー設備の有効範囲内に存するもの

(ア) の例

▼ : 水道連結型ヘッド

(イ) の例



#### 上記①、②のいずれにも該当する場合の例

例1

病室等 500㎡	手術室 700㎡
-------------	-------------

- 延べ面積 1200㎡
- 除外可能面積  $1200\text{㎡} \div 2 = 600\text{㎡}$  (延べ面積の1/2まで) → 手術室700㎡のうち、600㎡は除外可能で、100㎡は基準面積に算入される。

基準面積

病室等 500㎡	手術室 100㎡	手術室 600㎡
-------------	-------------	-------------

- 基準面積 病室等500㎡+手術室100㎡ = 600㎡ < 1000㎡ → 特定施設水道連結型スプリンクラー設備 設置可能

例2

病室等 900㎡	手術室 1200㎡
-------------	--------------

- 延べ面積 2100㎡
- 除外可能面積  $2100\text{㎡} \div 2 = 1050\text{㎡}$  (延べ面積の1/2まで) → 手術室1200㎡のうち、1050㎡は除外可能で、150㎡は基準面積に算入される。

基準面積

病室等 900㎡	手術室 150㎡	手術室 1050㎡
-------------	-------------	--------------

- 基準面積 病室等900㎡+手術室150㎡ = 1050㎡ ≥ 1000㎡ → 特定施設水道連結型スプリンクラー設備 設置不可

### パッケージ型自動消火設備

スプリンクラー設備の設置が必要とされた病院・診療所・助産所であっても、延べ面積が10,000㎡以下の場合には、パッケージ型自動消火設備※を設置することができます。  
※水又は消火薬剤を圧力により放射する簡易な消火設備

# 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

令和5年度補正予算額 72億円 (5.0億円) ※()内は前年度当初予算額

※令和4年度第二次補正予算額 9.2億円

## 1 事業の目的

平成25年に福岡市で発生した有床診療所の火災事故を踏まえ、医療機関等の入院患者の安全を確保するため、火災発生時の初期消火を行うスプリンクラー等が設置されていない有床診療所等に対し、スプリンクラー整備等に対する支援を行うものである。

(参考)

消防法改正概要(平成26年10月改正)

避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院におけるスプリンクラー設置基準の見直しが行われ、有床診療所については延べ面積6,000㎡以上の施設に設置が義務付けられていたが、避難のために患者の介助が必要な有床診療所においては、原則として、延べ面積にかかわらず、設置が義務づけられた。スプリンクラー設備の設置については令和7年6月末まで適用を猶予することとしている。等

## 2 事業の概要・スキーム

スプリンクラーの設置等に必要な経費の補助を行う

## 3 実施主体等

消防法施行令の一部を改正する政令等により、新たにスプリンクラー等を整備する義務が生じた医療施設等

## 4 補助率・基準単価等

種別	補助率	基準単価	加算
通常型スプリンクラー	1/2	21,400円/㎡	消火ポンプユニット等を設置した場合、 2,174,000円/施設
水道連結型スプリンクラー	1/2	20,700円/㎡	消火ポンプユニット等を設置した場合、 2,174,000円/施設
パッケージ型自動消火設備	1/2	25,000円/㎡	-
消防法施行令第32条適用設備(※)	1/2	24,300円/㎡	-

(※) 消防法施行令(抄)  
(基準の特例)

第32条 この節の規定は、消防用設備等について、消防長又は消防署長が、防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、この節の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができることを認めるときにおいては、適用しない。

当該基準については令和2年度から